

福山市地域コミュニティのあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「持続可能な地域コミュニティのあり方に関する有識者会議」の提案に基づき、市民自らが持続可能な地域組織のあり方を検討するため、福山市地域コミュニティのあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域コミュニティのあり方に関すること。
- (2) 地域コミュニティ支援に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) まちづくりに関する学識経験者
- (2) 組織、団体等から推薦を受けた者
- (3) ふくやま地域づくり塾参加者のうちから市長が指名した者
- (4) 前号に掲げる者のほか、第1条に規定する目的を達成する上で市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事項が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員会は、市長が招集する。

2 検討委員会には、市長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議へ出席させ、意見を聴取することができる。

(公開)

第6条 検討委員会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、非公開とすることができる。

(委員長)

第7条 検討委員会には委員長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長は、検討委員会の進行を行う。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、市民局まちづくり推進部まちづくり総務課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2019年（令和元年）5月13日から施行する。

福山市地域コミュニティのあり方検討委員会委員名簿

委員：選任期間 2019年（令和元年）8月29日から所掌事項が終了するまで

	名前	所属等
委員	渡邊 一成	福山市立大学 都市経営学部
委員	井上 誠	ふくやま地域づくり塾参加者
委員	後藤 健之	ふくやま地域づくり塾参加者
委員	渡邊 千裕	ふくやま地域づくり塾参加者
委員	佐藤 賢一	福山市自治会連合会
委員	村田 政雄	福山市公衆衛生推進協議会
委員	廣田 要	福山明るいまちづくり協議会
委員	吉田 美砂	福山市子ども会育成協議会
委員	藤井 眞弓	福山市女性連絡協議会
委員	古谷 輝昭	福山市老人クラブ連合会
委員	真室 明美	福山市福祉を高める会連合会
委員	江口 千種	福山市 PTA 連合会
委員	橋本 哲之	福山市社会福祉協議会

オブザーバー 櫻井 常矢（福山市持続可能な地域コミュニティ形成に関する政策アドバイザー）

オブザーバー 澤 尚幸（福山市政策アドバイザー）